

大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立高等学校等に在籍する生徒の就学に係る保護者等の経済的負担の軽減を図るため、授業料の補助を行うことにより、教育の機会均等の原則を確保するとともに、私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立高等学校等 国及び地方公共団体以外の者が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者又はその他私立高等学校等に就学する者の当該就学に要する経費を負担する者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による授業料の補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する保護者等とする。

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）第4条の規定により就学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（同法第9条に該当し、支払の一時差止めとなった者の保護者等は除く。）
- (2) 授業料の補助を受けようとする年度の10月1日（以下「基準日」という。）において私立高等学校等に在籍する生徒の保護者等
- (3) 基準日において、当該年度の4月1日から引き続き本町に住所を有する保護者等
- (4) 課税標準額（課税所得額）に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を控除した額（以下「算定基準額」という。）が304,200円未

満の世帯に属する保護者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱による授業料の補助を受けることができない。

(1) 基準日において、生徒が在籍する私立高等学校等の授業料の納付を全額免除されている場合

(2) 学校教育法第58条に規定する専攻科又は別科に生徒が在籍している場合

(3) 生徒が私立高等学校等に3年（定時制課程又は通信制課程に在籍する場合は4年）を超えて在籍する場合

（補助金額）

第4条 補助金の額は、生徒1人につき年額20,000円とする。ただし、授業料の年額（愛知県の私立高等学校等授業料平均額の435,600円を上限とする。）から法律第3条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。

（補助金申請）

第5条 補助金の申請をしようとする者は、大口町私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）により、基準日において生徒が在籍する私立高等学校等の学校長の証明を添えて、毎年度の11月30日までに町長に申請しなければならない。

2 第3条に定める保護者等のうち、当該申請をする年の1月1日現在で本町に住所を有しないものは、申請書のほか、前住所地等の市町村民税課税証明書を提出しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は却下の決定をし、その内容を大口町私立高等学校等授業料補助金決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により授業料の補助を受けた者があるとき

は、その者が既に受けた補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第73号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月1日 大口町告示第17号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日 大口町告示第112号)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第60号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日 大口町告示第111号)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 平成28年度から令和元年度に私立高等学校に入学した者に関する補助金の額は、改正後の大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱第3条の規定にかかわらず、生徒1人当たりに対し、年額20,000円を補助する。ただし、授業料の年額(愛知県の私立高等学校等授業料平均額の398,400円を上限とする。)から法律第3条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第55号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日 大口町告示第115号)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 令和2年度に私立高等学校に入学した者に関する補助金の額は、改正後の大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱第3条の規定にかかわらず、生徒1人当たりに対し、年額20,000円を補助する。ただし、授業料の年額(愛知県の私立高等学校等授業料平均額の412,800円を上限とする。)から法律第3

条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。

附 則（令和5年9月5日 大口町教育委員会告示第9号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 令和3年度及び令和4年度に私立高等学校に入学した者に関する補助金の額は、この要綱による改正後の大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、生徒1人当たりに対し、年額20,000円を補助する。ただし、授業料の年額（愛知県の私立高等学校等授業料平均額の422,400円を上限とする。）から法律第3条第1項に規定する就学支援金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金等で補助される授業料を除いた納入すべき授業料の年額が補助金の額に満たない場合は、その納付すべき授業料相当額とする。

附 則（令和6年8月22日 大口町告示第85号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町私立高等学校等授業料補助金交付要綱第4条の規定において、「435,600円」とあるのは、令和4年度に私立高等学校等に入学した者については「422,400円」と、令和5年度に私立高等学校等に入学した者については「428,400円」と読み替えるものとする。

様式第1 (第4条関係)

大口町私立高等学校等授業料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者 (保護者等) 〒 _____

住 所

氏 名

電話番号 ()

このことについて、下記のとおり、授業料補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、授業料補助金の交付のために、大口町が私を含むすべての保護者等の町民税の課税状況及び生活保護の該当状況を確認することについて、同意します。

記

申請者以外の 保護者等氏名	
生活保護該当の有無	有 ・ 無 (いずれかに○を付けてください。)
フリガナ	(年 月 日生)
生徒氏名	申請者との続柄
学校名等	学校 科 学年 組
補助金申請額	金 円
振込先金融機関名	銀行名 支店名
預金の種別	普通(総合)・当座 店番 口座番号
フリガナ	
口座名義人(保護者等)	

※10月1日現在の内容を記入してください。

学校証明欄

在学証明書

上記の生徒： (学年) は、 年 月 日現在、本校に在学し、国の就学支援金及び県の授業料補助金額等を差し引いた納入すべき授業料が、年額 円であることを証明します。

正規の授業料	年額	円
国の就学支援金及び県の授業料補助金額等の合計額	年額	円
※県の補助区分 (4～6月)	甲・乙・その他・未申請	
(7～3月)	甲・乙・その他・未申請	

年 月 日

学校名

学校長



様式第2（第5条関係）

大口町私立高等学校等授業料補助金決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長



年 月 日付けで申請のありました 年度分大口町私立高等学校等授業料補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定の内容

生徒氏名	交付金額	交付決定・却下の別	却下理由
	金 円		